

参考資料 3

関連告示（本文／新旧）

新	旧																																		
<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第三十六条の二第五号の規定に基づき、その安全性を確かめるために地震力によって地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することが必要であるものとして、構造又は規模を限って国土交通大臣が指定する建築物は、次に掲げる建築物（平成十四年国土交通省告示第四百七十四号に規定する特定畜舎等建築物を除く。）とする。</p> <p>一 地階を除く階数が三以下、高さが十三メートル以下及び軒の高さが九メートル以下である鉄骨造の建築物であつて、次のイからハまでのいずれか（薄板軽量形鋼造の建築物及び屋上を自動車の駐車その他これに類する積載荷重の大きな用途に供する建築物にあつては、イ又はハ）に該当するもの以外のもの（<u>二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物であつて、当該建築物の部分のいずれもが次のイからハまでのいずれかに該当するものを除く。</u>）</p> <p>イ 次の(1)から(4)までに該当するもの</p> <p>(1) 架構を構成する柱の相互の間隔が六メートル以下であるもの</p> <p>(2) 延べ面積が五百平方メートル以内であるもの</p> <p>(3) 令第八十八条第一項に規定する地震力について標準せん断力係数を〇・三以上とする計算をして令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算をした場合に安全であることが確かめられたもの。この場合において、構造耐力上主要な部分のうち冷間成形により加工した角形鋼管（厚さ六ミリメートル以上のものに限る。）の柱にあつては、令第八十八条第一項に規定する地震力によって当該柱に生ずる力の大きさの値にその鋼材の種別並びに柱及びはりの接合部の構造方法に応じて次の表に掲げる数値以上の係数を乗じて得た数値を当該柱に生ずる力の大きさの値としなければならない。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、角形鋼管に構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれのないことが確かめられた場合にあつては、この限りでない。</p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第三十六条の二第五号の規定に基づき、その安全性を確かめるために地震力によって地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することが必要であるものとして、構造又は規模を限って国土交通大臣が指定する建築物は、次に掲げる建築物（平成十四年国土交通省告示第四百七十四号に規定する特定畜舎等建築物を除く。）とする。</p> <p>一 地階を除く階数が三以下、高さが十三メートル以下及び軒の高さが九メートル以下である鉄骨造の建築物であつて、次のイからハまでのいずれか（薄板軽量形鋼造の建築物及び屋上を自動車の駐車その他これに類する積載荷重の大きな用途に供する建築物にあつては、イ又はハ）に該当するもの以外のもの</p> <p>イ 次の(1)から(4)までに該当するもの</p> <p>(1) 架構を構成する柱の相互の間隔が六メートル以下であるもの</p> <p>(2) 延べ面積が五百平方メートル以内であるもの</p> <p>(3) 令第八十八条第一項に規定する地震力について標準せん断力係数を〇・三以上とする計算をして令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算をした場合に安全であることが確かめられたもの。この場合において、構造耐力上主要な部分のうち冷間成形により加工した角形鋼管（厚さ六ミリメートル以上のものに限る。）の柱にあつては、令第八十八条第一項に規定する地震力によって当該柱に生ずる力の大きさの値にその鋼材の種別並びに柱及びはりの接合部の構造方法に応じて次の表に掲げる数値以上の係数を乗じて得た数値を当該柱に生ずる力の大きさの値としなければならない。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、角形鋼管に構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれのないことが確かめられた場合にあつては、この限りでない。</p>																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">鋼材の種別</th> <th colspan="2">柱及びはりの接合部の構造方法</th> </tr> <tr> <th>(い)</th> <th>(ろ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>内ダイヤフラム形式（ダイヤフラムを落とし込む形式としたものを除く。）</td> <td>(い) 欄に掲げる形式以外の形式</td> </tr> <tr> <td>(一) 日本工業規格G三四六六（一般構造用角形鋼管）一〇〇六に適合する角形鋼管</td> <td>一・三</td> <td>一・四</td> </tr> <tr> <td>(二) (一)に掲げる角形鋼管以外の角形鋼管のうち、ロール成形その他断面のすべてを冷間成形により加工したもの</td> <td>一・二</td> <td>一・三</td> </tr> <tr> <td>(三) (一)に掲げる角形鋼管以外の角形鋼管のうち、プレス成形その他の一部を冷間成形により加工したもの</td> <td>一・一</td> <td>一・二</td> </tr> </tbody> </table>	鋼材の種別	柱及びはりの接合部の構造方法		(い)	(ろ)		内ダイヤフラム形式（ダイヤフラムを落とし込む形式としたものを除く。）	(い) 欄に掲げる形式以外の形式	(一) 日本工業規格G三四六六（一般構造用角形鋼管）一〇〇六に適合する角形鋼管	一・三	一・四	(二) (一)に掲げる角形鋼管以外の角形鋼管のうち、ロール成形その他断面のすべてを冷間成形により加工したもの	一・二	一・三	(三) (一)に掲げる角形鋼管以外の角形鋼管のうち、プレス成形その他の一部を冷間成形により加工したもの	一・一	一・二	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">鋼材の種別</th> <th colspan="2">柱及びはりの接合部の構造方法</th> </tr> <tr> <th>(い)</th> <th>(ろ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>内ダイヤフラム形式（ダイヤフラムを落とし込む形式としたものを除く。）</td> <td>(い) 欄に掲げる形式以外の形式</td> </tr> <tr> <td>(一) 日本工業規格G三四六六（一般構造用角形鋼管）一〇〇六に適合する角形鋼管</td> <td>一・三</td> <td>一・四</td> </tr> <tr> <td>(二) (一)に掲げる角形鋼管以外の角形鋼管のうち、ロール成形その他断面のすべてを冷間成形により加工したもの</td> <td>一・二</td> <td>一・三</td> </tr> <tr> <td>(三) (一)に掲げる角形鋼管以外の角形鋼管のうち、プレス成形その他の一部を冷間成形により加工したもの</td> <td>一・一</td> <td>一・二</td> </tr> </tbody> </table>	鋼材の種別	柱及びはりの接合部の構造方法		(い)	(ろ)		内ダイヤフラム形式（ダイヤフラムを落とし込む形式としたものを除く。）	(い) 欄に掲げる形式以外の形式	(一) 日本工業規格G三四六六（一般構造用角形鋼管）一〇〇六に適合する角形鋼管	一・三	一・四	(二) (一)に掲げる角形鋼管以外の角形鋼管のうち、ロール成形その他断面のすべてを冷間成形により加工したもの	一・二	一・三	(三) (一)に掲げる角形鋼管以外の角形鋼管のうち、プレス成形その他の一部を冷間成形により加工したもの	一・一	一・二
鋼材の種別		柱及びはりの接合部の構造方法																																	
	(い)	(ろ)																																	
	内ダイヤフラム形式（ダイヤフラムを落とし込む形式としたものを除く。）	(い) 欄に掲げる形式以外の形式																																	
(一) 日本工業規格G三四六六（一般構造用角形鋼管）一〇〇六に適合する角形鋼管	一・三	一・四																																	
(二) (一)に掲げる角形鋼管以外の角形鋼管のうち、ロール成形その他断面のすべてを冷間成形により加工したもの	一・二	一・三																																	
(三) (一)に掲げる角形鋼管以外の角形鋼管のうち、プレス成形その他の一部を冷間成形により加工したもの	一・一	一・二																																	
鋼材の種別	柱及びはりの接合部の構造方法																																		
	(い)	(ろ)																																	
	内ダイヤフラム形式（ダイヤフラムを落とし込む形式としたものを除く。）	(い) 欄に掲げる形式以外の形式																																	
(一) 日本工業規格G三四六六（一般構造用角形鋼管）一〇〇六に適合する角形鋼管	一・三	一・四																																	
(二) (一)に掲げる角形鋼管以外の角形鋼管のうち、ロール成形その他断面のすべてを冷間成形により加工したもの	一・二	一・三																																	
(三) (一)に掲げる角形鋼管以外の角形鋼管のうち、プレス成形その他の一部を冷間成形により加工したもの	一・一	一・二																																	
<p>ロ 次の(1)から(6)までに該当するもの</p> <p>(1) 地階を除く階数が二以下であるもの</p> <p>(2) 架構を構成する柱の相互の間隔が十二メートル以下であるもの</p> <p>(3) 延べ面積が五百平方メートル以内（平家建てのものに</p>	<p>ロ 次の(1)から(6)までに該当するもの</p> <p>(1) 地階を除く階数が二以下であるもの</p> <p>(2) 架構を構成する柱の相互の間隔が十二メートル以下であるもの</p> <p>(3) 延べ面積が五百平方メートル以内（平家建ての建築</p>																																		

あつては、三千平方メートル以内) であるもの
(4) イ(3)及び(4)の規定に適合するもの
(5) 令第八十二条の六第二号ロの規定に適合するもの
(6) 構造耐力上主要な部分である柱若しくははり又はこれらの接合部が局部座屈、破断等によって、又は構造耐力上主要な部分である柱の脚部と基礎との接合部がアンカーボルトの破断、基礎の破壊等によって、それぞれ構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれのないことが確かめられたもの

ハ 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）第一条の三第一項第一号ロ(2)の規定に基づき、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分

二 高さが二十メートル以下である鉄筋コンクリート造（壁式ラーメン鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート組積造を除く。）若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物又はこれらの構造を併用する建築物であつて、次のイ又はロに該当するもの以外のもの（二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物であつて、当該建築物の部分のいずれもが次のイ又はロに該当するものを除く。）

イ 次の(1)及び(2)に該当するもの

(1) 地上部分の各階の耐力壁（平成十九年国土交通省告示第五百九十四号第一第三号イ(1)に規定する開口周比が〇・四以下であるものに限る。以下この号において同じ。）並びに構造耐力上主要な部分である柱及び耐力壁以外の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の壁（上端及び下端が構造耐力上主要な部分に緊結されたものに限る。）の水平断面積が次の式に適合するもの。ただし、鉄骨鉄筋コンクリート造の柱にあつては、同式中「〇・七」とあるのは「一・〇」とする。

$$\Sigma 2.5\alpha Aw + \Sigma 0.7\alpha Ac \geq ZW Ai$$

この式において、 α 、 Aw 、 Ac 、 Z 、 W 及び Ai は、それぞれ次の数値を表すものとする。

α コンクリートの設計基準強度による割り増し係数として、設計基準強度が一平方ミリメートルにつき十八ニュートン未満の場合にあつては一・〇、一平方ミリメートルにつき十八ニュートン以上の場合にあつては使用するコンクリートの設計基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）を十八で除した数値の平方根の数値（当該数値が二の平方根の数値を超えるときは、二の平方根の数値）

Aw 当該階の耐力壁のうち計算しようとする方向に設けたものの水平断面積（単位 平方ミリメートル）

Ac 当該階の構造耐力上主要な部分である柱の水平断面積及び耐力壁以外の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の壁（上端及び下端が構造耐力上主要な部分に緊結されたものに限る。）のうち計算しようとする方向に設けたものの水平断面積（単位 平方ミリメートル）

Z 令第八十八条第一項に規定する Z の数値

W 令第八十八条第一項の規定により地震力を計算する場合における当該階が支える部分の固定荷重と積載荷重との和（令第八十六条第二項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。）（単位 ニュートン）

Ai 令第八十八条第一項に規定する当該階に係る Ai の数値

(2) 構造耐力上主要な部分が、地震力によって当該部分に

物にあつては、三千平方メートル以内) であるもの

(4) イ(3)及び(4)の規定に適合するもの
(5) 令第八十二条の六第二号ロの規定に適合するもの
(6) 構造耐力上主要な部分である柱若しくははり又はこれらの接合部が局部座屈、破断等によって、又は構造耐力上主要な部分である柱の脚部と基礎との接合部がアンカーボルトの破断、基礎の破壊等によって、それぞれ構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれのないことが確かめられたもの

ハ 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）第一条の三第一項第一号ロ(2)の規定に基づき、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分

二 高さが二十メートル以下である鉄筋コンクリート造（壁式ラーメン鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート組積造を除く。）若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物又はこれらの構造を併用する構造の建築物であつて、次のイ又はロに該当するもの以外のもの

イ 次の(1)及び(2)に該当するもの

(1) 地上部分の各階の耐力壁（平成十九年国土交通省告示第五百九十四号第一第三号イ(1)に規定する開口周比が〇・四以下であるものに限る。以下この号において同じ。）並びに構造耐力上主要な部分である柱及び耐力壁以外の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の壁（上端及び下端が構造耐力上主要な部分に緊結されたものに限る。）の水平断面積が次の式に適合するもの。ただし、鉄骨鉄筋コンクリート造の柱にあつては、同式中「〇・七」とあるのは「一・〇」とする。

$$\Sigma 2.5\alpha Aw + \Sigma 0.7\alpha Ac \geq ZW Ai$$

この式において、 α 、 Aw 、 Ac 、 Z 、 W 及び Ai は、それぞれ次の数値を表すものとする。

α コンクリートの設計基準強度による割り増し係数として、設計基準強度が一平方ミリメートルにつき十八ニュートン未満の場合にあつては一・〇、一平方ミリメートルにつき十八ニュートン以上の場合にあつては使用するコンクリートの設計基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）を十八で除した数値の平方根の数値（当該数値が二の平方根の数値を超えるときは、二の平方根の数値）

Aw 当該階の耐力壁のうち計算しようとする方向に設けたものの水平断面積（単位 平方ミリメートル）

Ac 当該階の構造耐力上主要な部分である柱の水平断面積及び耐力壁以外の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の壁（上端及び下端が構造耐力上主要な部分に緊結されたものに限る。）のうち計算しようとする方向に設けたものの水平断面積（単位 平方ミリメートル）

Z 令第八十八条第一項に規定する Z の数値

W 令第八十八条第一項の規定により地震力を計算する場合における当該階が支える部分の固定荷重と積載荷重との和（令第八十六条第二項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。）（単位 ニュートン）

Ai 令第八十八条第一項に規定する当該階に係る Ai の数値

(2) 地震力によって構造耐力上主要な部分に生ずるせん

生ずるせん断力として次の式によって計算した設計用せん断力に対して、せん断破壊等によって構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれのないことが確かめられたものであること。

$$QD = \min \{ QL + nQE, Q0 + Qy \}$$

この式において、QD、QL、n、QE、Q0及びQyは、それぞれ次の数値を表すものとする。

QD 設計用せん断力 (単位 ニュートン)

QL 固定荷重と積載荷重との和 (令第八十六条第二項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。以下この号において「常時荷重」という。) によって生ずるせん断力。ただし、柱の場合には零とすることができる。(単位 ニュートン)

n 鉄筋コンクリート造にあつては一・五 (耐力壁にあつては二・〇)、鉄骨鉄筋コンクリート造にあつては、一・〇以上の数値

QE 令第八十八条第一項の規定により地震力を計算する場合における当該地震力によって生ずるせん断力 (単位 ニュートン)

Q0 柱又ははりにおいて、部材の支持条件を単純支持とした場合に常時荷重によって生ずるせん断力。ただし、柱の場合には零とすることができる。(単位 ニュートン)

Qy 柱又ははりにおいて、部材の両端に曲げ降伏が生じた時のせん断力。ただし、柱の場合には柱頭に接続するはりの曲げ降伏を考慮した数値とすることができる。(単位 ニュートン)

ロ 施行規則第一条の三第一項第一号ロ(2)の規定に基づき、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分

三 木造、組積造、補強コンクリートブロック造及び鉄骨造のうち二以上の構造を併用する建築物又はこれらの構造のうち一以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であつて、次のイ又はロに該当するもの以外のもの (次号イからハまでのいずれかに該当するものを除く。)

イ 二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物以外の建築物であつて、次の(1)から(5)までに該当するもの

(1) 地階を除く階数が三以下であるもの

(2) 高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下であるもの

(3) 延べ面積が五百平方メートル以内であるもの

(4) 鉄骨造の構造部分を有する階が第一号イ(1)、(3)及び(4)に適合するもの

(5) 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する階が前号イに適合するもの

ロ 二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物であつて、当該建築物の部分のいずれもが次の(1)から(6)までのいずれかに該当するもの

(1) 高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下である木造のもの

(2) 地階を除く階数が三以下である組積造又は補強コンクリートブロック造のもの

(3) 地階を除く階数が三以下、高さが十三メートル以下及び軒の高さが九メートル以下である鉄骨造のものであつて、第一号イからハまでのいずれか (薄板軽量形鋼造のもの及び屋上を自動車の駐車その他これに類する積載荷

断力として次の式によって計算した設計用せん断力を用いて令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算をした場合に安全であることが確かめられたものであること。

$$QD = \min \{ QL + nQE, Q0 + Qy \}$$

この式において、QD、QL、n、QE、Q0及びQyは、それぞれ次の数値を表すものとする。

QD 設計用せん断力 (単位 ニュートン)

QL 固定荷重と積載荷重との和 (令第八十六条第二項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。以下この号において「常時荷重」という。) によって生ずるせん断力。ただし、柱の場合には零とすることができる。(単位 ニュートン)

n 鉄筋コンクリート造にあつては一・五 (耐力壁にあつては二・〇)、鉄骨鉄筋コンクリート造にあつては、一・〇以上の数値

QE 令第八十八条第一項の規定により地震力を計算する場合における当該地震力によって生ずるせん断力 (単位 ニュートン)

Q0 柱又ははりにおいて、部材の支持条件を単純支持とした場合に常時荷重によって生ずるせん断力。ただし、柱の場合には零とすることができる。(単位 ニュートン)

Qy 柱又ははりにおいて、部材の両端に曲げ降伏が生じた時のせん断力。ただし、柱の場合には柱頭に接続するはりの曲げ降伏を考慮した数値とすることができる。(単位 ニュートン)

ロ 施行規則第一条の三第一項第一号ロ(2)の規定に基づき、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分

三 木造、組積造、補強コンクリートブロック造及び鉄骨造のうち二以上の構造を併用する建築物又はこれらの構造のうち一以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であつて、次のイからホまでに該当するもの以外のもの (次号イからトまでに該当するものを除く。)

イ 地階を除く階数が三以下であるもの

ロ 高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下であるもの

ハ 延べ面積が五百平方メートル以内であるもの

三 鉄骨造の構造部分を有する階が第一号イ(1)、(3)及び(4)に適合するもの

ホ 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する階が前号イに適合するもの

重の大きな用途に供するものにあつては、同号イ又はハ)に該当するもの

(4) 高さが十三メートル以下である鉄筋コンクリート造(壁式ラーメン鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート組積造を除く。)若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造のもの又はこれらの構造を併用するものであつて、前号イ又はロに該当するもの

(5) 木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用するものであつて、次号イ(1)から(9)まで又は次号ロ(1)から(4)までに該当するもの

(6) 木造、組積造、補強コンクリートブロック造及び鉄骨造のうち二以上の構造を併用するもの又はこれらの構造のうち一以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用するものであつて、イ(1)から(5)までに該当するもの

四 木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用する建築物であつて、次のイからハまでのいずれかに該当するもの以外のもの(前号イ又はロに該当するものを除く。)

イ 二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物以外の建築物であつて、次の(1)から(9)までに該当するもの

(1) 次の(i)又は(ii)に該当するもの

(i) 地階を除く階数が二又は三であり、かつ、一階部分を鉄筋コンクリート造とし、二階以上の部分を木造としたもの

(ii) 地階を除く階数が三であり、かつ、一階及び二階部分を鉄筋コンクリート造とし、三階部分を木造としたもの

(2) 高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下であるもの

(3) 延べ面積が五百平方メートル以内であるもの

(4) 地上部分について、令第八十二条の二に適合することが確かめられたもの

(5) (1)(i)に該当するものうち地階を除く階数が三であるものにあつては、二階及び三階部分について、令第八十二条の六第二号イに適合することが確かめられたもの。この場合において、同号イ中「当該建築物」とあるのは、「二階及び三階部分」と読み替えるものとする。

(6) (1)(ii)に該当するものにあつては、一階及び二階部分について、令第八十二条の六第二号イに適合することが確かめられたもの。この場合において、同号イ中「当該建築物」とあるのは、「一階及び二階部分」と読み替えるものとする。

(7) 地上部分について、各階の偏心率が令第八十二条の六第二号ロに適合することが確かめられたもの

(8) 鉄筋コンクリート造の構造部分について、昭和五十五年建設省告示第七百九十一号第三第一号に定める構造計算を行ったもの

(9) 木造の構造部分について、昭和五十五年建設省告示第七百九十一号第一に定める構造計算を行ったもの

ロ 二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物以外の建築物であつて、次の(1)から(4)までに該当するもの

(1) 地階を除く階数が二であり、かつ、一階部分を鉄筋コンクリート造とし、二階部分を木造としたもの

(2) イ(2)、(4)及び(7)から(9)までに該当するもの

(3) 延べ面積が三千平方メートル以内であるもの

(4) 二階部分の令第八十八条第一項に規定する地震力について、標準せん断力係数を〇・三以上(同項ただし

四 木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用する建築物であつて、次のイからトまでに該当するもの以外のもの(前号イからホまでに該当するものを除く。)

イ 地階を除く階数が二又は三であり、かつ、一階部分を鉄筋コンクリート造とし、二階以上の部分を木造としたもの

ロ 高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下であるもの

ハ 延べ面積が五百平方メートル以内であるもの

ニ 地上部分について、令第八十二条の二に適合することが確かめられたもの

ホ 地上部分について、二階以上の各階の剛性率が令第八十二条の六第二号イに適合することが確かめられ、かつ、各階の偏心率が同号ロに適合することが確かめられたもの

ヘ 一階部分について、昭和五十五年建設省告示第七百九十一号第三第一号に定める構造計算を行ったもの

ト 二階以上の部分について、昭和五十五年建設省告示第七百九十一号第一に定める構造計算を行ったもの

書の区域内における木造のもの（令第四十六条第二項第一号に掲げる基準に適合するものを除く。）にあっては、〇・四五以上）とする計算をし、当該地震力によって令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算をした場合に安全であることが確かめられたもの又は特別な調査若しくは研究の結果に基づき当該建築物の振動特性を適切に考慮し、安全上支障のないことが確かめられたもの

ハ 二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物であって、当該建築物の部分のいずれもが次の(1)から(3)までのいずれかに該当するもの

(1) 高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下である木造のもの

(2) 高さが十三メートル以下である鉄筋コンクリート造（壁式ラーメン鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート組積造を除く。）のものであって、第二号イ又はロに該当するもの

(3) 木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用するものであって、イ(1)から(9)まで又はロ(1)から(4)までに該当するもの

五 構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版にデッキプレート版を用いた建築物であって、デッキプレート版を用いた部分以外の部分（建築物の高さ及び軒の高さについては当該屋根版を含む。以下同じ。）が次のイからへまでのいずれかに該当するもの以外のもの（二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物であって、当該建築物の部分（デッキプレート版を用いた部分以外の部分に限る。）のいずれもが次のイからへまでのいずれかに該当するものを除く。）

イ 高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下である木造のもの

ロ 地階を除く階数が三以下である組積造又は補強コンクリートブロック造のもの

ハ 地階を除く階数が三以下、高さが十三メートル以下及び軒の高さが九メートル以下である鉄骨造のものであって、第一号イ又はロ（薄板軽量形鋼造のもの）及び屋上を自動車の駐車その他これに類する積載荷重の大きな用途に供するものにあっては、イ）に該当するもの

ニ 高さが二十メートル以下である鉄筋コンクリート造（壁式ラーメン鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート組積造を除く。）若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造のもの又はこれらの構造を併用するものであって、第二号イに該当するもの

ホ 木造、組積造、補強コンクリートブロック造及び鉄骨造のうち二以上の構造を併用するもの又はこれらの構造のうち一以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用するものであって、第三号イ(1)から(5)までに該当するもの

ヘ 木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用するものであって、前号イ(1)から(9)まで又は前号ロ(1)から(4)までに該当するもの

六 構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に軽量気泡コンクリートパネルを用いた建築物であって、軽量気泡コンクリートパネルを用いた部分以外の部分（建築物の高さ及び軒の高さについては当該屋根版を含む。以下同じ。）が前号イ若しくはハ又はホ（木造と鉄骨造の構造を併用するものに限る。）に該当するもの以外のもの（二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物であって、当該建築物の部分の

五 構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版にデッキプレート版を用いた建築物であって、デッキプレート版を用いた部分以外の部分（建築物の高さ及び軒の高さについては当該屋根版を含む。）が次のイからへまでのいずれかに該当するもの以外のもの

イ 木造の建築物で高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下であるもの

ロ 組積造又は補強コンクリートブロック造の建築物で地階を除く階数が三以下であるもの

ハ 地階を除く階数が三以下、高さが十三メートル以下及び軒の高さが九メートル以下である鉄骨造の建築物であって、第一号イ又はロ（薄板軽量形鋼造の建築物及び屋上を自動車の駐車その他これに類する積載荷重の大きな用途に供する建築物）にあっては、イ）に該当するもの

ニ 高さが二十メートル以下である鉄筋コンクリート造（壁式ラーメン鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート組積造を除く。）若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物又はこれらの構造を併用する構造の建築物であって、第二号イに該当するもの

ホ 木造、組積造、補強コンクリートブロック造及び鉄骨造のうち二以上の構造を併用する建築物又はこれらの構造のうち一以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であって、第三号イからホまでに該当するもの

ヘ 木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用する建築物であって、前号イからホまでに該当するもの

六 構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に軽量気泡コンクリートパネルを用いた建築物であって、軽量気泡コンクリートパネルを用いた部分以外の部分（建築物の高さ及び軒の高さについては当該屋根版を含む。）が前号イ若しくはハ又はホ（木造又は鉄骨造の建築物に係る部分に限る。）に該当するもの以外のもの

いずれもが次のイ又はロに該当する建築物を除く。)

イ 軽量気泡コンクリートパネルを用いたものであって、軽量気泡コンクリートパネルを用いた部分以外の部分が前号イ若しくはハ又はホ（木造と鉄骨造の構造を併用するものに限る。）に該当するもの

ロ 前号イからへまでのいずれかに該当するもの

七 屋根版にシステムトラスを用いた建築物であって、屋根版以外の部分（建築物の高さ及び軒の高さについては当該屋根版を含む。以下同じ。）が第五号イからへまでのいずれかに該当するもの以外のもの（二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物であって、当該建築物の部分（屋根版以外の部分に限る。）のいずれもが第五号イからへまでのいずれかに該当する建築物を除く。）

八 平成十四年国土交通省告示第六百六十六号に規定する骨組膜構造の建築物であって、次のイ又はロに該当するもの以外のもの（二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物であって、当該建築物の部分のいずれもが次のイ又はロに該当する建築物を除く。）

イ 次の(1)及び(2)に該当するもの

(1) 平成十四年国土交通省告示第六百六十六号第一第二項第一号ロ(1)から(3)までに規定する構造方法に該当するもの

(2) 骨組の構造が第五号イからへまでのいずれかに該当するもの

ロ 平成十四年国土交通省告示第六百六十六号第五第一項各号及び第二項から第六項まで（第四項を除く。）に規定する構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたもの

七 屋根版にシステムトラスを用いた建築物であって、屋根版以外の部分（建築物の高さ及び軒の高さについては当該屋根版を含む。）が第五号イからへまでのいずれかに該当するもの以外のもの

八 平成十四年国土交通省告示第六百六十六号に規定する骨組膜構造の建築物であって、次のイ及びロに該当するもの以外のもの

イ 平成十四年国土交通省告示第六百六十六号第一第二項第一号ロ(1)から(3)までに規定する構造方法に該当するもの

ロ 骨組の構造が第五号イからへまでのいずれかに該当するもの

新	旧
<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十二条の六第三号の規定に基づき、建築物の地震に対する安全性を確かめるために必要な構造計算の基準を次のように定める。</p> <p>第一・第二（略）</p> <p>第三 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物等に関する基準</p> <p>鉄筋コンクリート造の建築物若しくは鉄筋コンクリート造とその他の構造とを併用する建築物又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とその他の構造とを併用する建築物については、次の各号に定める構造計算のうちいずれかを行うこと。ただし、第一号ハ、第二号ロ（第一号ロの規定の適用に係る部分を除く。）及び第三号ハの規定以外の規定にあつては、実験によつて耐力壁並びに構造耐力上主要な部分である柱及びはりが地震に対して十分な強度を有し、又は十分な靱性をもつことが確かめられる場合においては、この限りでない。</p> <p>一 次のイからハマまでに掲げる基準に適合することを確かめること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ <u>構造耐力上主要な部分が、地震力によつて当該部分に生ずるせん断力として次の式によつて計算した設計用せん断力に対して、せん断破壊等によつて構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれのないこと。</u></p> $QD = \min \{ QL + nQE, QO + QY \}$ <p>この式において、QD、QL、n、QE、QO及びQYは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>QD 設計用せん断力（単位 ニュートン）</p> <p>QL 固定荷重と積載荷重との和（令第八十六条第二項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。以下この号及び第五号において「常時荷重」という。）によつて生ずるせん断力。ただし、柱の場合には零とすることができる。（単位 ニュートン）</p> <p>n 二・〇（構造耐力上主要な部分でない腰壁又は垂れ壁が取り付く柱にあつては、二・〇と階高を開口部の高さで除した数値のうちいずれか大きい数値）以上の数値</p> <p>QE 令第八十八条第一項の規定により地震力を計算する場合における当該地震力によつて生ずるせん断力（単位 ニュートン）</p> <p>QO 単純支持とした時の常時荷重によつて生ずるせん断力。ただし、柱の場合には零とすることができる。（単位 ニュートン）</p> <p>QY 柱又ははりの両端が曲げ耐力に達した時のせん断力。ただし、柱において柱頭に接続するはりの曲げ耐力の和の二分の一（最上階の柱頭にあつては、曲げ耐力の和）の数値が当該柱頭部の曲げ耐力を超えない場合にあつては、当該数値を柱頭部の曲げ耐力の数値とすることができる。（単位 ニュートン）</p> <p>ハ（略）</p> <p>ニ（略）</p> <p>三 次のイからハマまでに掲げる基準に適合することを確かめること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ <u>次の（1）及び（2）に掲げる基準に適合すること。</u></p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十二条の六第三号の規定に基づき、建築物の地震に対する安全性を確かめるために必要な構造計算の基準を次のように定める。</p> <p>第一・第二（略）</p> <p>第三 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物等に関する基準</p> <p>鉄筋コンクリート造の建築物若しくは鉄筋コンクリート造とその他の構造とを併用する建築物又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とその他の構造とを併用する建築物については、次の各号に定める構造計算のうちいずれかを行うこと。ただし、第一号ハ、第二号ロ（第一号ロの規定の適用に係る部分を除く。）及び第三号ハの規定以外の規定にあつては、実験によつて耐力壁並びに構造耐力上主要な部分である柱及びはりが地震に対して十分な強度を有し、又は十分な靱性をもつことが確かめられる場合においては、この限りでない。</p> <p>一 次のイからハマまでに掲げる基準に適合することを確かめること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ <u>地震力によつて構造耐力上主要な部分に生ずるせん断力として次の式によつて計算した設計用せん断力を用いて令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算をした場合に当該建築物が安全であること。</u></p> $QD = \min \{ QL + nQE, QO + QY \}$ <p>この式において、QD、QL、n、QE、QO及びQYは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>QD 設計用せん断力（単位 ニュートン）</p> <p>QL 固定荷重と積載荷重との和（令第八十六条第二項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。以下この号及び第五号において「常時荷重」という。）によつて生ずるせん断力。ただし、柱の場合には零とすることができる。（単位 ニュートン）</p> <p>n 二・〇（構造耐力上主要な部分でない腰壁又は垂れ壁が取り付く柱にあつては、二・〇と階高を開口部の高さで除した数値のうちいずれか大きい数値）以上の数値</p> <p>QE 令第八十八条第一項の規定により地震力を計算する場合における当該地震力によつて生ずるせん断力（単位 ニュートン）</p> <p>QO 単純支持とした時の常時荷重によつて生ずるせん断力。ただし、柱の場合には零とすることができる。（単位 ニュートン）</p> <p>QY 柱又ははりの両端が曲げ耐力に達した時のせん断力。ただし、柱において柱頭に接続するはりの曲げ耐力の和の二分の一（最上階の柱頭にあつては、曲げ耐力の和）の数値が当該柱頭部の曲げ耐力を超えない場合にあつては、当該数値を柱頭部の曲げ耐力の数値とすることができる。（単位 ニュートン）</p> <p>ハ（略）</p> <p>ニ（略）</p> <p>三 次のイからハマまでに掲げる基準に適合することを確かめること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ <u>前号に規定するもののほか、地震力によつて構造耐力上主要な部分に生ずるせん断力として、柱及びはりにあつては（1）の規定により計算した設計用せん断力を、耐力壁にあつては（2）の規定により計算した設計用せん断力及</u></p>

(1) 構造耐力上主要な部分である柱及びはりが、地震力によつて当該柱及びはりに生ずるせん断力として次の式によつて計算した設計用せん断力に対して、せん断破壊等によつて構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれのないこと。

$$QD=QO+nQU$$

この式において、QD、QO、n及びQUは、それぞれ次の数値を表すものとする。

QD 設計用せん断力 (単位 ニュートン)

QO 単純支持とした時の常時荷重によつて生ずるせん断力。ただし、柱の場合には零とすることができる。(単位 ニュートン)

n 一・一 (柱頭部が曲げ降伏する最上階の柱及び柱脚部が曲げ降伏する1階の柱にあつては、一・〇) 以上の数値

QU イの状態において柱及びはりに生じうるものとして計算したせん断力 (はりにあつては両端が曲げ耐力に達した時のせん断力とし、柱にあつては柱頭部及び柱脚部に接続するはりの端部の曲げ耐力の和に相当する曲げモーメントがそれぞれ当該部分に生ずるものとして計算したせん断力とする。ただし、最上階の柱の場合にあつては柱頭部が、一階の柱の場合にあつては柱脚部が、それぞれ曲げ耐力に達するものとして計算したせん断力の数値とすることができる。)(単位 ニュートン)

(2) 構造耐力上主要な部分である耐力壁が、地震力によつて当該耐力壁に生ずるせん断力及び曲げモーメントとして次の式によつて計算した設計用せん断力及び設計用曲げモーメント (曲げ破壊を生ずるものとした部分にあつては、設計用せん断力に限る。) に対して、せん断破壊等によつて構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれのないこと。

$$QD=n1QW \text{ 及び } MD=n2MW$$

この式において、QD、n1、QW、MD、n2及びMWは、それぞれ次の数値を表すものとする。

QD 設計用せん断力 (単位 ニュートン)

n1 一・五以上の数値

QW 当該耐力壁を含む建築物の架構が平成十九年国土交通省告示第五百九十四号第四第一号イに規定する全体崩壊形に達する場合に耐力壁に作用するせん断力 (単位 ニュートン)

MD 設計用曲げモーメント (単位 ニュートンミリメートル)

n2 一・五以上の数値

MW 当該耐力壁を含む建築物の架構が平成十九年国土交通省告示第五百九十四号第四第一号イに規定する全体崩壊形に達する場合に耐力壁に作用する曲げモーメント (単位 ニュートンミリメートル)

ハ (略)

び設計用曲げモーメント (曲げ破壊を生ずるものとした部分にあつては、設計用せん断力に限る。)をそれぞれ用いて、令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算をした場合に当該建築物が安全であること。

(1) 柱及びはりの設計用せん断力は、次の式によつて計算すること。

$$QD=QO+nQU$$

この式において、QD、QO、n及びQUは、それぞれ次の数値を表すものとする。

QD 設計用せん断力 (単位 ニュートン)

QO 単純支持とした時の常時荷重によつて生ずるせん断力。ただし、柱の場合には零とすることができる。(単位 ニュートン)

n 一・一 (柱頭部が曲げ降伏する最上階の柱及び柱脚部が曲げ降伏する1階の柱にあつては、一・〇) 以上の数値

QU イの状態において柱及びはりに生じうるものとして計算したせん断力 (はりにあつては両端が曲げ耐力に達した時のせん断力とし、柱にあつては柱頭部及び柱脚部に接続するはりの端部の曲げ耐力の和に相当する曲げモーメントがそれぞれ当該部分に生ずるものとして計算したせん断力とする。ただし、最上階の柱の場合にあつては柱頭部が、一階の柱の場合にあつては柱脚部が、それぞれ曲げ耐力に達するものとして計算したせん断力の数値とすることができる。)(単位 ニュートン)

(2) 耐力壁の設計用せん断力及び曲げモーメントは、次の式によつて計算すること。

$$QD=n1QW \text{ 及び } MD=n2MW$$

この式において、QD、n1、QW、MD、n2及びMWは、それぞれ次の数値を表すものとする。

QD 設計用せん断力 (単位 ニュートン)

n1 一・五以上の数値

QW 当該耐力壁を含む建築物の架構が平成十九年国土交通省告示第五百九十四号第四第一号イに規定する全体崩壊形に達する場合に耐力壁に作用するせん断力 (単位 ニュートン)

MD 設計用曲げモーメント (単位 ニュートンミリメートル)

n2 一・五以上の数値

MW 当該耐力壁を含む建築物の架構が平成十九年国土交通省告示第五百九十四号第四第一号イに規定する全体崩壊形に達する場合に耐力壁に作用する曲げモーメント (単位 ニュートンミリメートル)

ハ (略)

（傍線部分は改正部分）

新	旧
<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第二号の規定に基づき、膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全に必要な技術的基準を第一から第三までに定め、同令第三十六条第一項の規定に基づき、膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全に必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第四に指定し、同令第八十一条第二項第一号イの規定に基づき、膜構造の建築物又は膜構造とその他の構造とを併用する建築物の構造計算が、第五第一項各号及び第二項から第五項まで（第四項第二号を除く。）に適合する場合には、当該構造計算は、同条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認め、同令第八十一条第二項第二号イの規定に基づき、膜構造の建築物又は膜構造とその他の構造とを併用する建築物の構造計算が、第五第一項各号及び第二項から第五項まで（第四項第三号を除く。）に適合する場合には、当該構造計算は、同条第二項第二号イに規定する許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認め、<u>同令第八十一条第三項の規定に基づき、膜構造の建築物の構造計算が、第五第一項各号及び第二項から第六項まで（第四項を除く。）に適合する場合には、当該構造計算は、同令第八十二条各号及び同令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認める。</u></p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第二号の規定に基づき、膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全に必要な技術的基準を第一から第三までに定め、同令第三十六条第一項の規定に基づき、膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全に必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第四に指定し、同令第八十一条第二項第一号イの規定に基づき、膜構造の建築物又は膜構造とその他の構造とを併用する建築物の構造計算が、第五第一項各号及び第二項から第五項まで（第四項第二号を除く。）に適合する場合には、当該構造計算は、同条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認め、同令第八十一条第二項第二号イの規定に基づき、膜構造の建築物又は膜構造とその他の構造とを併用する建築物の構造計算が、第五第一項各号及び第二項から第五項まで（第四項第三号を除く。）に適合する場合には、当該構造計算は、同条第二項第二号イに規定する許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認める。</p>
<p>第一～第四（略）</p>	<p>第一～第四（略）</p>
<p>第五 保有水平耐力計算、許容応力度等計算又は令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算</p>	<p>第五 保有水平耐力計算又は許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算</p>
<p>令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に膜構造の建築物及び膜構造とその他の構造とを併用する建築物の安全性を確かめることができる構造計算を次の各号及び次項から第五項まで（第四項第二号を除く。）に定め、令第八十一条第二項第二号イに規定する許容応力度等計算と同等以上に膜構造の建築物及び膜構造とその他の構造とを併用する建築物の安全性を確かめることができる構造計算を次の各号及び次項から第五項まで（第四項第三号を除く。）に定め、<u>令第八十一条第三項に規定する令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上に膜構造の建築物の安全性を確かめることができる構造計算を次の各号及び次項から第六項まで（第四項を除く。）に定める。</u></p>	<p>令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に膜構造の建築物及び膜構造とその他の構造とを併用する建築物の安全性を確かめることができる構造計算を次の各号及び次項から第五項まで（第四項第二号を除く。）に定め、令第八十一条第二項第二号イに規定する許容応力度等計算と同等以上に膜構造の建築物及び膜構造とその他の構造とを併用する建築物の安全性を確かめることができる構造計算を次の各号及び次項から第五項まで（第四項第三号を除く。）に定める。</p>
<p>一～四（略）</p>	<p>一～四（略）</p>
<p>2・3（略）</p>	<p>2・3（略）</p>
<p>4 前各項の規定によるほか、次に定める構造計算を行うこと。</p>	<p>4 前各項の規定によるほか、次に定める構造計算を行うこと。<u>この場合において、令第八十二条第二号の表に掲げる式により、地震時の短期に生ずる力が積雪時又は暴風時の短期に生ずる力に比べ小さい膜構造の建築物又は建築物の構造部分にあつては、この限りでない。</u></p>
<p>一～三（略）</p>	<p>一～三（略）</p>
<p>5（略）</p>	<p>5（略）</p>
<p>6 <u>令第八十二条第二号の表に掲げる式により、地震時の短期に生ずる力が積雪時又は暴風時の短期に生ずる力に比べ小さいことを確かめること。</u></p>	<p>5（略）</p>
<p>第六（略）</p>	<p>第六（略）</p>

○遊戯施設の構造耐力上安全な構造方法及び構造計算、遊戯施設強度検証法の対象となる遊戯施設、遊戯施設強度検証法並びに遊戯施設の周囲の人の安全を確保することができる構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千四百十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

新	旧
<p><u>第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第四百四十四条第一項第一号イに規定する構造耐力上安全な構造方法は、同号ロ又はハ（2）の規定により国土交通大臣の認定を受けた構造方法を用いる遊戯施設にあつては、組積造、補強コンクリートブロック造又は無筋コンクリート造以外の構造で、令第三十六条の三、令第三十七条、令第三十八条第一項、第五項及び第六項並びに令第三十九条第一項の規定によるほか、次に掲げる基準に適合したものとする。</u></p> <p>一 <u>主要な支持部分のうち木造の部分にあつては、令第四十一条に規定する基準</u></p> <p>二 <u>主要な支持部分のうち鉄骨造の部分にあつては、令第七十条に規定する基準</u></p> <p>三 <u>主要な支持部分のうち鉄筋コンクリート造の部分にあつては、令第七十二条、令第七十四条から令第七十六条まで及び令第七十九条に規定する基準</u></p> <p>四 <u>主要な支持部分のうち鉄骨鉄筋コンクリート造の部分にあつては、令第七十九条の三並びに令第七十九条の四において準用する令第七十二条、令第七十四条から令第七十六条まで及び令第七十九条に規定する基準</u></p> <p>五 <u>主要な支持部分のうち令第八十条の二の規定に基づき国土交通大臣が安全に必要な技術的基準を定めたものにあつては、その技術的基準（国土交通大臣が耐久性等関係規定として指定するものに限る。）</u></p> <p>六 <u>主要な支持部分のうち繊維強化プラスチックその他これに類する材料は、軌道（軌道を支える部分を除く。）で摩擦又は疲労破壊が生じにくい部分に限り用いるものとし、厚さがおおむね五ミリメートル以上のものを用いること。</u></p> <p><u>第二 令第四百四十四条第一項第一号イに規定する構造耐力上安全な構造方法は、第一に規定する遊戯施設以外の遊戯施設にあつては、組積造、補強コンクリートブロック造又は無筋コンクリート造以外の構造で、令第三十六条の三から令第三十九条までの規定によるほか、次に掲げる基準に適合したものとする。</u></p> <p>一 主要な支持部分のうち木造の部分にあつては、令第四十条から令第四十二条まで、令第四十四条、令第四十六条第一項及び第二項並びに令第四十七条に規定する基準</p> <p>二～六 （略）</p> <p><u>第三 令第四百四十四条第一項第一号ロの国土交通大臣が定める基準は、平成十二年建設省告示第千四百六十一号（第二号ハ、第三号ロ及び第八号を除く。）に掲げる基準によることとする。この場合において、当該各号中「建築物」とあるのは、「工作物」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>第四 令第四百四十四条第一項第一号ハ（1）の国土交通大臣が定める基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>一～三 （略）</p> <p>第五 （略）</p> <p>第六 （略）</p> <p>第七 （略）</p> <p>別表第一・別表第二 （略）</p>	<p><u>第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第四百四十四条第一項第一号イに規定する構造耐力上安全な構造方法は、組積造、補強コンクリートブロック造又は無筋コンクリート造以外の構造で、令第三十六条の三から令第三十九条までの規定によるほか、次に掲げる基準に適合したものとする。</u></p> <p>一 主要な支持部分のうち木造の部分にあつては、令第四十条から令第四十二条まで、令第四十四条、令第四十六条第一項及び第二項並びに令第四十七条に規定する基準</p> <p>二～六 （略）</p> <p><u>第二 令第四百四十四条第一項第一号ロに規定する遊戯施設のうち高さが六十メートルを超えるものの構造計算の基準は、平成十二年建設省告示第千四百六十一号（第二号ハ、第三号ロ及び第八号を除く。）に掲げる基準によることとする。この場合において、当該各号中「建築物」とあるのは、「工作物」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>第三 令第四百四十四条第一項第一号ハ（1）に規定する遊戯施設のうち高さが六十メートル以下のものの構造計算の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>一～三 （略）</p> <p>第四 （略）</p> <p>第五 （略）</p> <p>第六 （略）</p> <p>別表第一・別表第二 （略）</p>

○鉄筋コンクリート造の柱に取り付けるはりの構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件

(平成 23 年国土交通省告示第 432 号)

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第七十三条第三項ただし書の規定に基づき、鉄筋コンクリート造の柱に取り付けるはりの構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を次のように定める。

第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第七十三条第三項ただし書に規定する鉄筋コンクリート造の柱に取り付けるはりの安全性を確かめるための構造計算の基準は、柱に取り付けるはりの引張り鉄筋が建築基準法第三十七条第一号に該当する異形鉄筋である場合においては、次のとおりとする。

- 一 令第三章第八節第二款に規定する荷重及び外力によって当該柱に取り付けるはりに生ずる力を平成十九年国土交通省告示第五百九十四号第二の規定に従って計算すること。
- 二 当該柱に取り付けるはりの、はりが柱に取りつく部分の鉄筋の断面に生ずる短期の応力度を令第八十二条第二号の表に掲げる式によって計算すること。
- 三 当該応力度が次の式に適合することを確かめること。

$$l \geq \frac{k\alpha d}{F/4+9}$$

この式において、 l 、 k 、 F 、 σ 及び d は、それぞれ次の数値を表すものとする。

l 柱に取り付けるはりの引張り鉄筋の、柱に定着される部分の水平投影の長さ（単位 ミリメートル）

k 一・五七（軽量骨材を使用する鉄筋コンクリート造については一・九六）

F 令第七十四条第一項第二号に定める設計基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）

σ 第二号の規定によって計算した短期の応力度（当該応力度の数値が令第九十条に定める短期に生ずる力に対する許容応力度の数値未満の場合にあつては、当該許容応力度の数値とする。）（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）

d 柱に取り付けるはりの引張り鉄筋の径（単位 ミリメートル）

第二 特別な調査又は研究の結果に基づき当該柱に取り付けるはりの引張り鉄筋の付着力を考慮して当該鉄筋の抜け出し及びコンクリートの破壊が生じないことが確かめられた場合においては、第一に定める基準によらないことができる。

○鉄筋コンクリート造の柱の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件（平成 23 年国土交通省告示第 433 号）

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第七十七条第五号ただし書の規定に基づき、鉄筋コンクリート造の柱の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を次のように定める。

建築基準法施行令（以下「令」という。）第七十七条第五号ただし書に規定する鉄筋コンクリート造の柱の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準は、次のとおりとする。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき当該鉄筋コンクリート造の柱が座屈しないことが確かめられた場合にあつては、これによらないことができる。

- 一 令第三章第八節第二款に規定する荷重及び外力によって当該柱に生ずる力を平成十九年国土交通省告示第五百九十四号第二の規定に従って計算すること。
- 二 当該柱の断面に生ずる長期及び短期の圧縮及び引張りの各応力度を令第八十二条第二号の表に掲げる式によって計算すること。
- 三 次の表の柱の小径をその構造耐力上主要な支点間の距離で除した数値の欄に掲げる区分に応じて、前号の規定によって計算した長期及び短期の圧縮及び引張りの各応力度に同表の割増係数の欄に掲げる数値を乗じて、長期及び短期の圧縮及び引張りの各設計用応力度を計算すること。

柱の小径をその構造耐力上主要な支点間の距離で除した数値	割増係数
十五分の一	一・〇
二十分の一	一・二五
二十五分の一	一・七五
この表に掲げる柱の小径をその構造耐力上主要な支点間の距離で除した数値以外の柱の小径をその構造耐力上主要な支点間の距離で除した数値に応じた割増係数は、表に掲げる数値をそれぞれ直線的に補間した数値とする。	

- 四 前号の規定によって計算した長期及び短期の圧縮及び引張りの各設計用応力度が、それぞれ令第三章第八節第三款の規定による長期に生ずる力又は短期に生ずる力に対する圧縮及び引張りの各許容応力度を超えないことを確かめること。

新	旧
<p>第一 確認審査に関する指針</p> <p>建築基準法（以下「法」という。）第六条第四項及び法第十八条第三項（これらの規定を法第八十七条第一項、法第八十七条の二並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する審査並びに法第六条の二第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による確認のための審査（以下「確認審査」という。）は、次の各項に定めるところにより行うものとする。</p> <p>2 法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは法第六条の二第一項の規定による確認の申請書の提出又は法第十八条第二項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 申請又は通知に係る建築物が建築士により構造計算によってその安全性を確かめられたものである場合（建築士法第二十条の二の規定の適用を受ける場合を除く。）にあつては、次に定めるところによること。</p> <p>イ 建築士法第二十条第二項に規定する証明書（<u>構造計算書を除く。以下単に「証明書」という。</u>）の写しが添えられていることを確かめること。</p> <p>ロ 証明書の写し及び施行規則第一条の三第一項第一号の表三の各項（施行規則第三条の三第一項又は施行規則第八条の二第一項において準用する場合を含む。）に規定する構造計算書（以下単に「構造計算書」という。）に構造計算の種類が記載されていることを確かめ、当該建築物の計画が構造計算適合性判定を要するものであるかどうかを判断すること。</p> <p>六 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 構造計算の確認審査は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>一 申請又は通知に係る建築物の安全性を確かめるために行った構造計算の種類が、当該建築物の構造又は規模に照らして<u>法第二十条</u>に適合していること及び証明書の写しの記載事項と整合していることを確かめること。</p> <p>二・三 （略）</p> <p>5 （略）</p> <p>第三 完了検査に関する指針</p> <p>法第七条第四項、法第七条の二第一項及び法第十八条第十五項（これらの規定を法第八十七条の二並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による検査（以下「完了検査」という。）は、次の各項に定めるところにより行うものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 申請等に係る建築物等が、建築基準関係規定に適合しているかどうかの検査は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 施行規則別記第十九号様式による申請書の第四面又は施行規則別記第四十二号の十三様式による通知書の第四面に記載された工事監理の状況、施行規則第四条第一項第三号（施行規則第四条の四の二又は施行規則第八条の二第八項</p>	<p>第一 確認審査に関する指針</p> <p>建築基準法（以下「法」という。）第六条第四項及び法第十八条第三項（これらの規定を法第八十七条第一項、法第八十七条の二並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する審査並びに法第六条の二第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による確認のための審査（以下「確認審査」という。）は、次の各項に定めるところにより行うものとする。</p> <p>2 法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは法第六条の二第一項の規定による確認の申請書の提出又は法第十八条第二項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 申請又は通知に係る建築物が建築士により構造計算によってその安全性を確かめられたものである場合（建築士法第二十条の二の規定の適用を受ける場合を除く。）にあつては、次に定めるところによること。</p> <p>イ 建築士法第二十条第二項に規定する証明書（<u>以下単に「証明書」という。</u>）の写しが添えられていることを確かめること。</p> <p>ロ 証明書の写し及び施行規則第一条の三第一項第一号の表三の各項（施行規則第三条の三第一項又は施行規則第八条の二第一項において準用する場合を含む。）に規定する構造計算書（以下単に「構造計算書」という。）に構造計算の種類が記載されていることを確かめ、当該建築物の計画が構造計算適合性判定を要するものであるかどうかを判断すること。</p> <p>六 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 構造計算の確認審査は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>一 申請又は通知に係る建築物の安全性を確かめるために行った構造計算の種類が、当該建築物の構造又は規模に照らして<u>建築基準法第二十条</u>に適合していること及び証明書の写しの記載事項と整合していることを確かめること。</p> <p>二・三 （略）</p> <p>5 （略）</p> <p>第三 完了検査に関する指針</p> <p>法第七条第四項、法第七条の二第一項及び法第十八条第十五項（これらの規定を法第八十七条の二並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による検査（以下「完了検査」という。）は、次の各項に定めるところにより行うものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 申請等に係る建築物等が、建築基準関係規定に適合しているかどうかの検査は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 施行規則別記第十九号様式による申請書の第四面又は施行規則別記第四十二号の十三様式による通知書の第四面に記載された工事監理の状況、施行規則第四条第一項<u>第二号及び第三号</u>（<u>これらの規定を</u>施行規則第四条の四の二又は施行</p>

において準用する場合を含む。)に規定する写真及び施行規則第四条第一項第六号(施行規則第四条の四の二又は施行規則第八条の二第八項において準用する場合を含む。)の書類による検査並びに目視、簡易な計測機器等による測定又は建築物の部分の動作確認その他の方法により、申請等に係る建築物等の工事が、施行規則第四条第一項第一号(施行規則第四条の四の二又は施行規則第八条の二第八項において準用する場合を含む。)に規定する図書及び書類(次項第三号において「確認に要した図書及び書類」という。)のとおり実施されたものであるかどうかを確かめること。

4 前二項の規定によるほか、完了検査の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。

一・二 (略)

三 第二項の審査及び前項の検査において、軽微な変更説明書の内容が軽微な変更該当しないとき、申請等に係る建築物等の工事が確認に要した図書及び書類のとおり実施されたものであるかどうかを確かめることができないときその他申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかを認めることができないときは、施行規則第四条の三の二又は施行規則第四条の五の二の規定に基づき、申請者等に検査済証を交付できない旨の通知書を交付し、検査済証を交付できない旨の通知書の備考欄に次に掲げる事項を記載するとともに、申請者等に対して相当の期限を定めて申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合することを説明するための書類(以下この号において「追加説明書」という。)の提出を求めること。この場合において、追加説明書が提出されたときは、当該追加説明書を申請書等の一部として第二項の規定による審査又は前項の規定による検査を行うこと。

イ・ロ (略)

第4 中間検査に関する指針

法第七条の三四項、法第七条の四第一項及び法第十八条第十八項(これらの規定を法八十七条の二及び法八十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による検査(以下「中間検査」という。)は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

2 (略)

3 申請等に係る建築物等について、検査前に施工された工事に係る建築物の部分、建築設備又は工作物の部分及びその敷地(第二号及び第四項第三号において「検査前に施工された工事に係る建築物の部分等」という。)が、建築基準関係規定に適合しているかどうかの検査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 (略)

二 施行規則別記第二十六号様式による申請書の第四面又は施行規則別記第四十二号の十七様式による通知書の第四面に記載された工事監理の状況、施行規則第四条の八第一項第二号(施行規則第四条の十一の二又は施行規則第八条の二第十二項において準用する場合を含む。)に規定する写真及び施行規則第四条の八第一項第五号(施行規則第四条の十一の二又は施行規則第八条の二第十二項において準用する場合を含む。)の書類による検査並びに目視、簡易な計測機器等による測定又は建築物の部分の動作確認その他の方法により、検査前に施工された工事に係る建築物の部分等の工事が、施行規則第四条の八第一項第一号(施行規則第四条の十一の二又は施行規則第八条の二第十二項において準用する場合を含む。)に規定する図書及び書類(次項第三号において「確認に要した図書及び書類」という。)のとおり実施されたものであるかどうかを確かめること。

4 前二項の規定によるほか、中間検査の公正かつ適確な実施を

規則第八条の二第八項において準用する場合を含む。)に規定する写真並びに施行規則第四条第一項第六号(施行規則第四条の四の二又は施行規則第八条の二第八項において準用する場合を含む。)の書類による検査並びに目視、簡易な計測機器等による測定又は建築物の部分の動作確認その他の方法により、申請等に係る建築物等の工事が、施行規則第四条第一項第一号(施行規則第四条の四の二又は施行規則第八条の二第八項において準用する場合を含む。)に規定する図書(次項第三号において「確認に要した図書」という。)のとおり実施されたものであるかどうかを確かめること。

4 前二項の規定によるほか、完了検査の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。

一・二 (略)

三 第二項の審査及び前項の検査において、軽微な変更説明書の内容が軽微な変更該当しないとき、申請等に係る建築物等の工事が確認に要した図書のとおり実施されたものであるかどうかを確かめることができないときその他申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかを認めることができないときは、施行規則第四条の三の二又は施行規則第四条の五の二の規定に基づき、申請者等に検査済証を交付できない旨の通知書を交付し、検査済証を交付できない旨の通知書の備考欄に次に掲げる事項を記載するとともに、申請者等に対して相当の期限を定めて申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合することを説明するための書類(以下この号において「追加説明書」という。)の提出を求めること。この場合において、追加説明書が提出されたときは、当該追加説明書を申請書等の一部として第二項の規定による審査又は前項の規定による検査を行うこと。

イ・ロ (略)

第4 中間検査に関する指針

法第七条の三四項、法第七条の四第一項及び法第十八条第十八項(これらの規定を法八十七条の二及び法八十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による検査(以下「中間検査」という。)は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

2 (略)

3 申請等に係る建築物等について、検査前に施工された工事に係る建築物の部分、建築設備又は工作物の部分及びその敷地(第二号及び第四項第三号において「検査前に施工された工事に係る建築物の部分等」という。)が、建築基準関係規定に適合しているかどうかの検査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 (略)

二 施行規則別記第二十六号様式による申請書の第四面又は施行規則別記第四十二号の十七様式による通知書の第四面に記載された工事監理の状況、施行規則第四条の八第一項第二号及び第三号(これらの規定を施行規則第四条の十一の二又は施行規則第八条の二第十二項において準用する場合を含む。)に規定する写真並びに施行規則第四条の八第一項第五号(施行規則第四条の十一の二又は施行規則第八条の二第十二項において準用する場合を含む。)の書類による検査並びに目視、簡易な計測機器等による測定又は建築物の部分の動作確認その他の方法により、検査前に施工された工事に係る建築物の部分等の工事が、施行規則第四条の八第一項第一号(施行規則第四条の十一の二又は施行規則第八条の二第十二項において準用する場合を含む。)に規定する図書(次項第三号において「確認に要した図書」という。)のとおり実施されたものであるかどうかを確かめること。

4 前二項の規定によるほか、中間検査の公正かつ適確な実施を

確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。

一・二 (略)

三 第二項の審査及び前項の検査において、軽微な変更説明書の内容が軽微な変更該当しないとき、検査前に施工された工事に係る建築物の部分等の工事が確認に要した図書及び書類のとおり実施されたものであるかどうかを確かめることができないときその他当該申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかを認めることができないときは、施行規則第四条の九又は施行規則第四条の十二の二の規定に基づき、申請者等に中間検査合格証を交付できない旨の通知書を交付すること。この場合において、中間検査合格証を交付できない旨の通知書の備考欄に、申請等に係る建築物等の計画を変更し、法第六条第一項、法第六条の二第一項又は法第十八条第三項の規定による確認を受ける必要があると認められる場合にあつては、その旨を記載すること。

確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。

一・二 (略)

三 第二項の審査及び前項の検査において、軽微な変更説明書の内容が軽微な変更該当しないとき、検査前に施工された工事に係る建築物の部分等の工事が確認に要した図書のとおり実施されたものであるかどうかを確かめることができないときその他当該申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかを認めることができないときは、施行規則第四条の九又は施行規則第四条の十二の二の規定に基づき、申請者等に中間検査合格証を交付できない旨の通知書を交付すること。この場合において、中間検査合格証を交付できない旨の通知書の備考欄に、申請等に係る建築物等の計画を変更し、法第六条第一項、法第六条の二第一項又は法第十八条第三項の規定による確認を受ける必要があると認められる場合にあつては、その旨を記載すること。